

第 81 回焼津市都市計画審議会議事録

開催日時：令和 3 年 1 月 22 日（金）

10：00～12：05

場 所：焼津市役所会議室棟 101 号室

開会	
事務局 (齊藤係長)	定刻となりましたので、ただいまより第 81 回焼津市都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料は、次第、委員名簿、議案書、議案附图、参考資料です。追加資料として座席表となります。不足の資料がありましたらお声掛けください。また、本日は新型コロナウイルス感染予防対策として室内の消毒を実施し会議中は常時換気しております。ご協力をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。焼津市都市計画審議会運営規程第 6 条により会長が会議の議長となることが規定されていますので、ここからの進行は、池田会長をお願いさせていただきます。池田会長よろしくお願いたします。
池田会長	本日の会議につきましては、委員 15 名中 12 名の皆様にご出席いただきましたので、『焼津市都市計画規則第 32 条第 2 項』の規定により、過半数以上の出席と認め、会議は成立していることを報告いたします。次に会議の公開について、委員の皆様にお諮りします。『焼津市都市計画審議会公開要領第 3 条』の規定に基づき、本日の案件は、同要領第 2 条の個人情報に関する事項など、例外的に非公開とする場合の規定に該当しないことから、会議は公開とし、傍聴を認めるとともに、『焼津市都市計画審議会運営規定第 8 条』の規定に基づき、議事録も公開としてよろしいでしょうか。 なお、本日の傍聴者はありません。
委員一同	異議なし
池田会長	本日の議事録署名人ですが、池谷委員をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
池谷委員	はい
議案第 1 号 志太広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	
池田会長	ありがとうございます。それでは、議事を進めさせていただきます。議案第 1 号『志太広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について』、事務局から説明をお願いします。
事務局 (村松主査)	それでは、議案第 1 号志太広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、説明させていただきます。まず、議案書の説明をさせていただく前に、「志太広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは何かについて、簡単に説明させていただきます。志太広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、通称「都市

計画区域マスタープラン」と言われています。この区域マスタープランは、広域な観点から、各都市の将来像を示すとともに、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの整備方針、自然的環境の保全の方針を定めるものです。平成12年の都市計画法の改正により、全ての都市計画区域において、この「都市計画区域マスタープラン」を策定することになり、概ね5年毎に人口や産業の規模、土地利用や交通量等の現況及び将来の見通しについての基礎調査を実施し、この結果に基づき都市計画区域マスタープランの変更を行っています。焼津市は藤枝市とともに志太広域都市計画区域マスタープランを策定しており、今年度第8回目の定期見直しをおこなっているものです。なお、「志太広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」都市計画区域マスタープランは、焼津市都市計画マスタープランの上位計画に位置付けされております。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の2ページの「理由」をご覧ください。本案は、第7回定期見直し以降における都市の発展の動向、人口及び産業の現状並びに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするため、本都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更するものです。

続きまして、3ページの「変更理由」をご覧ください。「志太広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、都市計画の目標をはじめとし、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針や、主要な都市計画の決定の方針について定めております。なお、記載の区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域の区分のことです。変更理由につきましては、平成27年度以降に実施した都市計画に関する基礎調査の結果、第7回定期見直し以降の都市の発展の動向、人口及び産業の現状、将来の見通し等が明らかとなり、これらを勘案し、長期的視点に立った都市の将来像、都市計画の基本的な方向性等を見直す必要が生じたことから、本案のとおり変更するものでございます。

次に4ページの変更概要をご覧ください。

変更概要でございますが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める「1 都市計画の目標」、「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「3 主要な都市計画の決定の方針」の各事項について、都市計画に関する基礎調査、社会経済情勢の変化、平成30年3月策定の「静岡県の新ビジョン2018-2027」、その他の地域の動向等を勘案し、社会経済状況の変化に適合したものとなるよう記載内容を変更するものです。

主要な変更箇所及び変更内容は、下記に示すとおりでございます。詳細につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

議案書の 29 ページと議案附図の 1 ページをご覧ください。

ここからは、ここからは新旧対照表で、主要な変更箇所につきまして、説明させていただきます。朱書きの部分が変更箇所です。左側が今回の計画で右側が 5 年前の前の計画となっています。

1 都市計画の目標、(1) 都市づくりの基本理念について都市づくりの理念、将来の都市構造については、目標年次を 20 年後の 2035 年、令和 17 年の姿とし、区域区分、都市施設の整備等については、10 年後の 2025 年、令和 7 年の姿として策定しています。

主な変更箇所は、中段の朱書きのところですが、「近年においては、本区域の豊かな自然環境や景観、恵まれた広域交通の利便性のもとに、調和のとれた生活環境の確保と、地域産業の拡充・発展、隣接地域との連携が求められており、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」も展開されている。今後は、人口減少や少子高齢化、地球温暖化などの社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の集約と居住の誘導を図り拠点を形成するとともに拠点間の連携を促進し、都市農地を含む自然的環境と共生した集約連携型都市構造の実現を目指す。併せて、平時から大規模自然災害に備え、復興の機会に都市の将来を見据えた強靱なまちづくりが実現できるよう、復興事前準備の取組を推進する。」に変更しております。

その中で、拠点における都市機能の集約と居住誘導、また、拠点間の連携促進による集約型連携都市構造の実現を目指すといったところ、最後の大規模自然災害に備え復興事前準備の取組を推進するといったところが新たに追加されております。

続きまして、30 ページをご覧ください。

(2) 地域ごとの市街地像についてですが、本地区は、焼津市、藤枝市の市街地を核とする都市構造となっており、それぞれの市街地を結ぶ交通網により連携しています。広域的には、北部で接する静岡都市計画区域と、西部で接する島田都市計画区域及び南部で接する榛南・南遠広域都市計画とを結ぶ交通網により、周辺都市との連携の強化や交流機能の向上を目指すとともに、現行の既成市街地を中心に人口動態の見込みを踏まえた都市機能の適正な配置、一定のエリアへの居住の誘導、公共交通のネットワーク形成等を推進することにより、集約型連携都市構造を実現する市街地形成を目指しています。

主な変更点として、31 ページ、4) 農業地域について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は、本区域の農業生産の基盤として今後とも農業環境の保全を図る。また、保水や遊水などの災害防止機能、重要な景観要素、市街地と自然環境との緩衝地帯等、良好な都市環境の維持の観点から保全を図るに変更しております。

続きまして、32 ページと、議案附図の 1 ページをご覧ください。

こちらは、将来市街地像図となっております。なお、先ほどの集約連携都市構造とは、焼津駅や藤枝駅などの拠点周辺に、生活に必要な商業施設や病院といった様々な都市機能や居住の誘導、集約により拠点の形成を図るとともに、公共交通ネットワークで拠点間の連携を促進し、人口減少社会に適応したコンパクトシティの形成を図るものです。焼津市におきましても、本年度より立地適正化計画として、コンパクトシティの実現に向けて検討を始めているところです。

続きまして、議案書の 33 ページをご覧ください。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針として、中段の(2) 区域区分の方針、1) おおむねの人口については、基準年を平成 27 年とし、都市計画区域内の将来人口をおおむね 270,900 人、市街化区域内の将来人口をおおむね 190,000 人としています。

次に、35 ページをご覧ください。

3 主要な都市計画の決定の方針の 1) 主要用途の配置の方針、①住宅地については、農地等の自然的環境との調和や共生に配慮した緑豊かで良質な住宅地を配置するとしています。

次に 36 ページをご覧ください。

中段の、3) 市街地の土地利用の方針、②居住環境の改善又は維持に関する方針として、空き地や空き家を含めた未利用地が点在している地区においては、土地区画整理事業等の面的整備事業の検討や未利用地を活用した道路、公園等の都市基盤の整備を進めるとしています。

次に 37 ページの下段をご覧ください。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針についてですが、主な変更点として、1) 交通施設の都市計画の決定方針として、40 ページをご覧ください。③主要な施設の整備目標については、基準年次から 10 年以内に整備する路線を記載し、既に整備が完成した路線など、「志太海岸線」をはじめとした都市計画道路の 10 路線を削除しています。なお、追加路線はありません。

次に 42 ページの下段をご覧ください。

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針①基本方針を、汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場等の既存都市施設の適正な維持管理に努め、老朽化の見られる施設や機能向上・運営の合理化を図る必要がある施設については、順次計画的な改修・整備を図るに変更しております。また、43 ページの②で主要な施設の配置の方針として、供給処理施設については、必要とされる立地条件に応じて最も効率的な供給処理等が可能となる地区に配置して行うとし、汚物処理場に関して、老朽化した施設の更新を行う藤枝市善左衛門地区の新藤枝環境管理センター及び焼津市飯淵地区の新大井川環境管理センターが追加されました。

次に 44 ページをご覧ください

	<p>(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針の主な変更として、45 ページをご覧ください。2) 市街地整備の目標として、事業が完了した焼津市本町地区、大覚寺八幡地区、東小川地区などが削除され、藤枝市の駅前一丁目9街区が追加されました。</p> <p>次に46 ページをご覧ください。</p> <p>(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針の主な変更として、中段の2) 主要な緑地の配置方針、①環境保全システムの配置の方針に、「市街地内では、社寺の境内地、民有地等の住民の生活に関連した緑地の保全と、住区基幹公園、駅前広場周辺、街路樹、緑地帯等の緩衝緑地、緑道、学校をはじめとする公共施設等の緑化を推進する」を追加しております。</p> <p>次に49 ページをご覧ください。</p> <p>4) 主要な緑地の確保目標、①優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等として、「5 潮風グリーンウォーク」を追加し、整備が完了した永久保公園等を削除しております。</p> <p>最後に、(5)として、新たに、都市防災に関する都市計画の決定方針が設定されました。基本方針は、「頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアの開発抑制や立地適正化計画の強化など、災害に強い安全なまちづくりのための総合的な対策に取り組む。また、大規模自然災害が発生した際、都市の課題を踏まえた迅速な復興を果たすため、復興で目指す市街地像の方針を住民合意のもとで予め検討しておく、事前都市復興計画の策定を促進する。」としています。</p> <p>事前都市復興計画とは、震災などで被災した市街地の復興の迅速化を図るため、あらかじめ復興に向けた取組を進めておくものです。</p> <p>なお、本議案につきましては、計画案の縦覧を昨年12月11日から12月25日までの2週間実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、議案第1号及び議案第2号につきましては、静岡県の都市計画決定を要する案件となりますので、本日の審議会及び2月に開催される静岡県の都市計画審議会に諮った後に都市計画決定されるものです。</p> <p>以上で、議案第1号志太広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する説明を終わらせていただきます。</p>
池田会長	<p>ありがとうございます。ただいま説明がありました、議案第1号『志太広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について』委員の皆様からご意見やご質問等がございましたらお願いします。</p> <p>はじめに申し上げますが、志太広域都市計画区域は複数の市町に跨がっていますので、県決定事項になります。また、焼津市の都市計画マスタープランの上位計画になり、区域マスと言われています。区域マスは県が決定します。都市マスは市町村が決定しますが、関連する市町村には意見を聞かなければいけないことになっていますので、承</p>

	<p>認するしないといったことではないのですけれど、意見がありましたら市長に答申されるといったことになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんが考えている間に、「(5)都市防災に関する都市計画の決定の方針」の基本方針に、「事前都市復興計画の策定を促進する」とある件について、区域マスは、市町村が策定する都市計画マスタープランの上位計画であるため、ここに載ったということは、これに基づいて、都市マスにもこういった内容が載るという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局 村松主査	<p>焼津市の都市計画マスタープランは平成28年度に策定され、20年後の焼津市像を描いたものとなっています。また、社会情勢等の変化に応じて、内容の変更も行っていくものです。</p> <p>都市計画区域マスタープランの中では、全県的に「大規模災害に対応した事前都市復興計画の策定を促進する」という位置付けがされています。焼津市も、事前都市復興計画の策定を今後検討していきたいと考えていますが、都市マスを変更するかどうかは、今のところ考えていません。</p>
池田会長	<p>書かなくてはいけないわけではないですけども、例えば富士市では、都市マスにはっきりと位置付けることによって、事業を進めるにあたり、県が定めた区域マスの中で位置付けられているものとして、予算要求の際にも事業を進めやすくなるといった側面があります。</p> <p>できれば、上位計画である区域マスが変更されて促進するのであれば、都市マスにも入れて今後動きやすくなるということがあるかもしれません。</p>
岩崎委員	<p>せっかくの機会ですので、この場を借りて、市民の感覚で意見を申し上げさせていただきたいと思います。</p> <p>計画の最後に「都市防災に関する都市計画の決定の方針」が新たに加わり、大変ありがたいことだと思っています。その中で、「災害に強い安全なまちづくり」を目指しているわけでございまして、今日ご参加いただいている焼津漁港管理事務所の古屋所長はじめ、現在、防災で市民の生命を守る、漁港を守るという観点から、胸壁等整備を盛んに進めていただいていますので、自治会連合会の立場、また市民として非常に感謝しているところでございます。</p> <p>一点お願いがございまして、この基本方針はわかりましたが、事業を進めていく具体策について、市民の考えを代表してお話させていただきたいと思います。</p> <p>今日、島田土木事務所の佐藤所長がお見えなので、せっかくの機会ですのでお伺いしたいと思います。</p> <p>すぐという話ではありませんが、市の将来像を考えるにあたり、災害に強い安全なまちづくりということで、去年は熊本や長野で大きな河川が台風で氾濫した記憶が新しいところです。瀬戸川も大変大きな河川でありまして現在、県と市がタイアップしながら掘削作業をして</p>

	<p>側面をコンクリで固めていただいておりますが大変ありがたく感謝申し上げます。台風や大雨の際は、下流に土砂が流れ込んでしまいます。いつ地震や津波がくるかわからない中で、「遡上する」という観点から、現在の掘削やコンクリ固めに加えて、土手を嵩上げすることもぜひ検討していただきたいと思います。</p> <p>素人で詳しくはわかりませんが、いつも瀬戸川を散歩する時に、「川底よりも住宅地の方が低い」といったところも多く見受けられます。掘削も大事ですが、土手の嵩上げを行うことを、市民の安心安全のために検討いただきたいと思っています。</p>
佐藤委員	<p>今のご意見に対して、本来はこの場で回答することではないのですが、大筋の考え方について申し上げます。</p> <p>河川については、基本的に「河川整備計画」を持っておりまして、長期スパンで改修していく目標があります。また、近年の降雨災害の緊迫化に伴いまして、国では「防災減災緊急5か年計画」というものも、令和3年から立てております。</p> <p>今までの河川整備の考え方とは変わった考え方で「流域治水」という考え方を持ちまして、「流域にある施設を持っている関係者が主体的に対策をしていきましょう」という考えであります。島田土木事務所としては、堤防補強や河床掘削はしていくが、その他にも、例えばダムがあるところの河川ならばダムの貯留量を増やそうとか、遊水池があるところでは遊水池を活用しましょうとか、それぞれの役割をそれぞれが果たしていくという考えを基に、河川整備をここ近年進めていくといった方針でおこなっております。</p> <p>引き続き、5か年の間は河床掘削や堤防補強を継続して進めていくつもりであるため、ご協力をお願いしたいと思います。</p>
杉崎委員	<p>14 ページの「(2)区域区分の方針」に、おおむねの人口が記載されています。</p> <p>2015年の都市計画区域内人口は28万600人と記載されていますが、今現在は28万人ちょうどくらいであると思います。そうしますと、現状よりも600人多い予想でスタートさせている基準で、この計画を策定するのはどうなんだろうといった疑問と、それと、このような計画を策定する際、これからは人口だけの話ではなく、世帯数といった考え方も計画策定の基準に入れるべきだと思います。現在、焼津と藤枝で11万6000程度の世帯がありますがどうでしょうか。</p>
事務局 村松主査	<p>基準年の平成27年の人口については、5年に一度実施している国勢調査の結果から、28万600人としています。その数値を基に10年後は27万900人と推計しています。これは最新のデータではなく、あくまで国勢調査時の数値を基準とさせていただきます。人口と世帯数の計算方法については、国で定められた計算方法に基づき推計されています。</p>
杉崎委員	<p>世帯数といった考え方はどう考えますか、上位でやらないないから市もやらないというのはどう何でしょうか。</p>

<p>事務局 村松主査</p>	<p>今回の志太広域に係る都市計画区域マスタープランについては、静岡県の方で、全県的にもこの数値を使っているため、世帯数を付け加えることは予定していません。ただ、杉崎委員のおっしゃるとおり、人口よりも世帯数で指標をつくっていくことも今後検討すべきだと思います。社会情勢に応じて、そういった指標も検討していかなければと思っています。</p>
<p>川口委員</p>	<p>41 ページの河川のところで、旧の計画では、「中小河川においては当面時間雨量 50mm 程度又は年超過確率でおおむね 1/5 以上」と、具体的な数値が入っているけど、今回の計画では、「河川整備計画等に定める一定規模」という表現に曖昧化している印象を持っていて、おそらく、近年の常識を超えた雨の降り方を考えて、具体的に明示することを避けたかと思っていましたが、先ほどの島田土木事務所長の「総合的に地域で治水を考えていく」という説明を聞いて、一律に数値設定をするのではなくて、それぞれの地域の保水能力等を視野に入れて考えていくのかなと勝手に想像していましたが、このあたりの背景ですとか今後の焼津市さんの治水の目標設定について、どのように考えているのか教えていただければと思います。</p>
<p>事務局 杉山課長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。旧方針では具体的な数値を挙げていますが、川口委員がおっしゃるとおり、近年は大規模災害の関係から、国の方でも「想定外がないようにしましょう」ということを言っています。</p> <p>現在、国が管理している一級河川や大きな二級河川については、浸水エリアを示す格好で、ネット上等で情報提供しています。それと併せて、想定外がないように、過去に降った最大級の雨についても考えていくという流れを考慮して、今回は一律で降雨量の数値を設定しないということです。</p>
<p>川口委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>なかなか数値を設定できないということなのか、それともエリアごとに一律に数値を決める方針ではなくなるということなのか、様々な想像してしまったため確認しました。</p> <p>今後整備を進めていくにあたり、具体的に数値を設定しない方が、逆に動きにくくなってしまう場合もあるのかなということと、流域の懸念を抱いている方々に目標の在り方を説明する際、明確な説明がしにくい状況になってしまわないかなということも考えられるため、実際に進めていくときは留意していただきたいと思います。</p> <p>もう一点質問ですが、後の議案に関係してくる内容なので、今言うべきか悩んだんですが、14 ページの、今まで設定していなかった保留人口を新たに設定し、それを 2,800 人とした根拠を教えてください。考え方自体は理解していますが、今回新たに数値を設定した背景も知りたいです。</p>

<p>事務局 村松主査</p>	<p>保留人口の設定については、詳しくは議案第2号で説明いたしますが、33ページの新旧対照表で説明させていただきます。旧の「2の(2)の1)おおむねの人口」に、「(注)市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。」と記載されているとおり、前回は保留人口は設定されています。具体的な数値は記載されていませんが、今回の新しい計画で保留人口を2,800人として、具体的な数値を記載してあります。書き方の違いです。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>先ほどの河川の考え方ですが、委員のおっしゃるとおり、現在流域ごとに水災害プランを立てる予定で作業を進めています。今後、地域の皆様にも説明会を開くことなどを予定しており、コロナの関係で開催はできていないものの、基本的には流域ごとプランを立て直すということで進めています。</p>
<p>池田会長</p>	<p>一律の数値ではなく、「流域ごとに決めていく」ということですね。</p>
<p>小原委員</p>	<p>先ほどの岩崎委員のお話と似ているが、災害が心配で、港については、これから駅前周辺から新港・旧港とまちづくりをしていく中で、港の安全は非常に重要なものだと考えています。胸壁は進んでいるということですが、水門についての市の考え方、計画等をお聞きしたいです。</p> <p>もう一点、先ほど河川の話ができましたけれども、台風19号のときに焼津も相当被害を受け、商工会議所の130の事業所が災害に遭っています。その中で水産加工団地がありまして、栃山川と成案寺川が河口で交わっており、満潮時は川上からの水と海からの水が重なってしまうのだが、そのときはどのような対応をしたか。水門を閉めたらしいが、こういうときは閉めた方が良いのか、それとも閉めない方が良いのか。そして、その後どのような対策をしたのかお聞かせいただきたい。</p>
<p>事務局 杉山課長</p>	<p>焼津駅周辺から新港、旧港に向かうところの対策については、岩崎委員からお話があったとおり、漁港管理事務所様の方で胸壁整備を順次進めていただいています。</p> <p>市としては、漁港管理事務所様と話をしながら、早期対策をお願いしているところです。台風19号の件、また水産加工団地の河川が合流しているところについては、水位もかなり上がり、雨量と潮位の関係から一概に「閉めた方が良い」、「閉めない方が良い」と言うよりも、状況に応じて判断するところだと考えています。</p> <p>その後の検証については、河川課で検証していると考えていますが、現在は手元に資料がないため、回答は控えさせていただきます。</p>
<p>古屋委員</p>	<p>水門とは、港に出るところの河口の水門でしょうか。</p> <p>胸壁は、漁港を囲うように設置して、河口のところは水門で閉めるということで、あくまでも「津波対策」の水門です。県管理河川については島田土木事務所が整備しまして、市の河川につきましても、海岸法の関係から島田土木事務所が整備することで進めています。現在は、胸壁の整備と並行して、水門の設計も行っています。将来</p>

	<p>的には、全てクローズして津波が入らないように整備されますが、水門はあくまで「津波対策」であります。それに対し、台風19号のときは、高潮に加えて降雨量の影響で湛水してしまったという背景があります。</p> <p>そのメカニズムについては非常に複雑で、これから検証が必要だと思います。当面は胸壁や水門ができれば、ある程度浸水は防げると思われますし、島田土木事務所と県の焼津漁港管理事務所で早急に整備を進めているところであります。</p> <p>前の川等の普通河川の溢水については、市の方の河川行政となるため、連携して進めています。</p>
小原委員	<p>ありがとうございました。素人的な考え方で申し訳ありませんが、栃山川と成案寺川については、私は満潮時には水門を閉めた方が良いと思います。ただ、川上からの水が溢れるますので、閉めた水門によって川に水が溜まりますが、氾濫を防ぐためには水をポンプで海の方に出すしかないかなと思います。そのような対策を検討して欲しいと思います。いつ台風がくるかわからないし、水産加工団地にもたくさんの工場があるので心配しています。水門は早急に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
多々良委員	<p>41ページの「下水道整備」についてお伺いしたいと思います。</p> <p>焼津市の下水道整備率が非常に低いことは、皆さんも認識されていると思うんですけど、整備の進捗状況も、1年に1kmに満たない年もあったかと思えます。はっきりした数値は思い出せませんが、下水道工事は非常に大変なことだとわかっておりますので、ここに挙げている整備率目標50%は、達成が大変なことだと思うわけですが、これが単なる目標なのか、それとも整備を飛躍的に進めていく目途が立っているものなのか、教えていただきたいと思います。</p>
事務局 杉山課長	<p>ありがとうございます。新しい目標値として、公共下水道の整備率50%を目標値として掲げています。</p> <p>現在、下水道課の方でも順次進めています。公共下水道と併せて、合併浄化槽も視野に入れながら検討していくといった話も聞いています。</p> <p>当面の目標値として、ご認識いただきたいと思います。</p>
望月委員	<p>細かくて恐縮ですが、29ページの新旧対照表の基本理念①から⑤を掲げている点についてですが、</p> <p>③の文章表現が「～により」となっていますが、ほかの理念は「～による」となっているため、③だけ違和感を感じます。細かいことですが、基本理念は大事なものであり、発言しなければ直らないかなとも思って細かいところで恐縮ですが、「～よる」に直した方が基本理念に相応しいかと思えます。</p>
池田会長	<p>これは検討していただければと思います。</p>
杉崎委員	<p>41ページの下水道についてお話がありましたが、ここで言う「本区域」というのは、どこを指すのか確認させていただきたい。</p>

事務局 村松主査	「本区域」は、志太広域都市計画区域の焼津市・藤枝市の下水道区域を指しています。
杉崎委員	全域ということでしょうか
事務局 村松主査	焼津市と藤枝市の、あくまで「下水道区域」です。 下水道は計画区域というものがあり、両市とも市内全域を下水道計画区域とはしていないため、市域の一部ということになります。
杉崎委員	私も今、補足的に伺ってみたのですが、市域全域ではなくて、あくまでも計画区域ということですか。焼津市全域に対する下水道計画は今のところございません。全域は不可能だと私も解釈していますので、その点は下水道課等でご確認いただければと思います。
川口委員	資料を読み込めば理解できることかと思っておりますが、48 ページの「公園緑地等の整備目標及び配置方針」について、目標は2015年が6.5㎡で2025年が7.8㎡、旧の計画では2015年が5.8㎡で2025年が6.7㎡となっておりますが、これは焼津市と藤枝市を合わせた数値であり、49 ページの表の対比を見る限り、焼津市で増えたのは「潮風グリーンウォーク」のみと理解すればよいでしょうか。これまで計画のあった、街区公園と近隣公園の焼津市の計画は横滑りで、緑地として焼津市が上乘せしたのは「潮風グリーンウォーク」のみということよろしいでしょうか。 48 ページの見方で言うと、旧の目標0.5㎡が新の目標では0.6㎡に上がったということでしょうか。
事務局 村松主査	48 ページの街区公園から運動公園の目標については、49 ページのそれぞれの公園、焼津市で言うところの雁橋公園と下小路公園といった公園の面積を、今後10年以内に整備する公園の面積に応じて、令和7年の数値として推計しています。 緑地の潮風グリーンウォークについては、48 ページの「緑地等」の目標値となっております。
川口委員	区域マスの場合、焼津市と藤枝市のデータを合算して表記されているので、焼津市の数値だけでなく、広域的な目線でデータを見るのも大事かと思えます。 あくまで、今後10年間で焼津市の緑地整備に関わるものは、今まで計画に載っていたものに潮風グリーンウォークを加えたものということで良いですね。ほかに計画はないということで良いですね。わかりました。
佐藤委員	32 ページについて、潮風グリーンウォークがあるところは、以前までは観光レクリエーション拠点として、緑色の点線で表記されておりました。そこには、一部県の施設も入っておりました。新の方針では、潮風グリーンウォークができたにも関わらず、その緑色で示されていた拠点がなくなっており、観光レクリエーション拠点ではなくなったのかと気になりました。
事務局 村松主査	32 ページの将来市街地像図について、旧図面にあった観光レクリエーション拠点が新図面ではなくなっていますが、県との調整を行う

	<p>中で、「拠点という表現に帯状のものはふさわしくないのでは」といった意見があったため、新図面ではディスカバリーパーク焼津のみを観光レクリエーション拠点とした背景があります。</p>
池田会長	<p>36 ページの「市街化調整区域の土地利用の方針」について、37 ページでも「災害を未然に防止するため」という文言が追加されているなど、災害防止という観点から土地利用の適正化を図ろうと、内容が微妙に修正されています。</p> <p>市街化調整区域での水害や土砂災害は頻繁に起こっており、開発審査会の開発審査については立地基準を満たしていれば許可しないわけにはいかないものですが、実際にハザードエリアなのかどうかということも、方針に沿って適正に見ていただきたいと思います。</p>
池田会長	<p>ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>ないようですので、議案第 1 号志太広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、本日頂いたご意見を市長に答申致します。」</p>
<p>議案第 2 号 志太広域都市計画区域区分の変更について</p>	
池田会長	<p>続いて、議案第 2 号『志太広域都市計画区域区分の変更について』、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 村松主査	<p>続きまして、議案第 2 号志太広域都市計画区域区分の変更について説明させていただきます。今回、都市計画の変更を行う区域区分とは、都市計画法第 7 条に 規定する、市街化区域と市街化調整区域の線引きを指し、こちらについても 5 年に 1 度、静岡県が定期的に見直しを行っております。今回の変更において、新たに市街化区域へ編入する区域等はございませんが、市街化区域の規模の根拠となる「人口フレーム」が変更されております。また、新たに産業フレームの記載が追加されました。具体的な変更内容については、順に説明させていただきます。</p> <p>はじめに、議案書の 52 ページ、理由をご覧ください。</p> <p>本案は、第 7 回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等を勘案し、区域区分を変更するものです。</p> <p>続きまして、変更理由でございます。議案書の 53 ページをご覧ください。平成 27 年度以降に実施した都市計画に関する基礎調査の結果、7 回定期見直し以降における市街化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等が明らかとなったことから、これらを勘案し、令和 7 年における区域区分の人口フレームを本案のとおり変更するものであります。</p> <p>続きまして、議案書の 54 ページ、と議案附図の 2 ページをご覧ください。変更点でございますが、1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分については、附図のとおり従前と変更はございません。</p> <p>2. 人口フレームの変更点については、議案書の 55 ページをご覧ください</p>

	<p>下さい。人口フレームは、5年に1度実施される国勢調査の結果から推計される将来人口や、都市計画基礎調査結果などから設定されるため、毎回の変更となります。都市計画区域内人口は、焼津市と藤枝市の都市計画区域内の人口で、基準年の平成27年の人口から推計された、令和7年の人口をおおむね270,900人としています。</p> <p>市街化区域内人口は、焼津市と藤枝市の市街化区域内の人口で、基準年の平成27年の市街化区域内人口から推計された、令和7年の人口をおおむね190,000人としています。配分する人口は、市街化区域内に収容（居住）可能な人口で、基準年の平成27年の市街化区域内の世帯人員から推計された令和7年の人口密度や平成27年次の住宅用地の面積、農地の面積などから算出された人口の合計で、187,200人としています。保留する人口の内、一般保留は、令和7年における「焼津市と藤枝市の市街化区域内の将来人口の目標値おおむね190,000人」と「配分する人口、居住可能な人口187,200人」の差で、2,800人となります。一般保留人口は、市街化区域に収容すべき人口の枠、フレームの一部を保留フレームに設定し、その保留された人口フレームの範囲内であれば、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で、必要な調整を行った上で、市街化調整区域から市街化区域へ編入できるものとなっています。</p> <p>よって、保留する人口2,800人は、令和7年において、市街化区域の拡大が生じた際に居住地を確保する必要がある人口となります。特定保留と一般保留の違いは、区画整理事業などで、市街化区域への編入の見通しが明らかになっている場合は、特定保留となり、明らかになっていない場合は一般保留となります。</p> <p>今回の変更にあたり、区画整理事業など新たに計画的な市街地整備の見通しが明らかになった区域等はありませんので、特定保留人口は0人となっています。</p> <p>次に、今回から新たに追加された産業フレームですが、静岡県全体の将来製造品出荷額や工業用地面積などの工業統計や都市計画基礎調査結果から算出されるもので、静岡県全体で設定しています。</p> <p>なお、本議案につきましては、計画案の縦覧を昨年12月11日から12月25日の2週間実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上で、議第2号議案（志太広域都市計画区域区分の変更）について説明を終わらせて頂きます。</p>
池田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これも、議案第1号と同じで、決定は県ですが、意見を求められていますので、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>特に区域の変更は無いということですけど、どうでしょうか</p>
川口委員	<p>この方針に反対というわけではなくて、内容に異議もまったくないですが、よく市民の方々と話をしている、「どうしてこういう結果になったのか」と、曖昧な質問を受けることがあります。都市計画は、</p>

	<p>一般の方々にとっては難しい内容であり、特にマクロの計画はわかりにくい側面があります。数値で示されて、実は背景に深い意味があることを理解しにくい部分があります。</p> <p>この方針は、人口は減少するが、市街化区域内の人口は増加させる計画だということ。ということは、「集約化の都市づくり」をこのフレームでは背景に持ってこの数値が出ていて、「市街化区域内に人口を集約化していく」という意図が背景にあるといった噛砕いた説明を市民の方々に資料を提供する時は、併せて説明できたら良いと思います。特に意見はなかったとのことですが、上位の計画では深いところでこうした背景があるというところを、なるべくわかりやすく市民の方々に説明する姿勢は持っていただけるとありがたいです。焼津市は、今後立地適正化計画も策定する予定であり、これはかなり私権に関わる話でもあるため、単に数値だけではなく、背景を解りやすく説明する姿勢を持っていただけたらと思います。</p>
池田会長	<p>付随した話として、先ほど市街化調整区域の土地利用方針について話しましたが、開発審査会等では、非常に多くの案件が出てきます。市街化調整区域ではあるが、「IC周辺だから」あるいは「内陸フロンティアだから」あるいは「商業振興のために」といった背景でこんなに多くの開発案件が上がってくるのはなぜだろうと市民が混乱するような気もします。市街化調整区域の開発はむしろ推し進めている側面もある中で、一般市民としては解りにくいなところがありますので、解りやすい説明を心がけていただければと思います。</p>
佐藤委員	<p>45 ページで、焼津市ではありませんが、藤枝市で「駅前一丁目9街区」が新規に計画されていますが、その人数は、特定保留の中に入っていないのでしょうか。</p>
事務局 村松主査	<p>今後10年間で整備をしていく中で詳細に確定しているものがないということで、特定保留の中には入れていません。</p>
杉崎委員	<p>54 ページの「産業フレーム」について、静岡県全体の数字が載っていますが、これは「志太広域都市計画区域区分の変更」というタイトルであり、せっかく産業フレームで県の数値を掲載するのであれば、14 ページに「生産の規模」の記載もあるため、志太広域の数値を載せた方が志太広域都市計画としてわかりやすいと思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局 村松主査	<p>あくまで人口フレームは志太広域都市計画区域で設定し、産業フレームについては静岡県全体でという記載にしています。</p> <p>これは、焼津市、藤枝市以外のその他の区域の都市計画区域マスタープランについても県の方で同様の書き方をしているため、記載方法の変更は難しいかもしれないが、そういったご意見があったことは伝えさせていただきます。</p>
池田会長	<p>ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>ないようですので、議案第2号志太広域都市計画区域区分の変更に</p>

	ついて、本日頂いたご意見を市長に答申致します。
議案第3号 志太広域都市計画道路の変更について (質疑応答)	
池田会長	続きまして、議案第3号『志太広域都市計画道路の変更について』、事務局から説明をお願いします。
事務局 (村松)	<p>続きまして、議案第3号志太広域都市計画道路の変更について説明させていただきます。議案附図の3ページ、「位置図」をご覧ください。本案は、都市計画道路 小川堅小路線の未整備区間約610mの計画を廃止するものです。既存の計画では、焼津漁港西側の「起点 焼津市小川字汐入」から、国道150号東側の「終点 三ヶ名字宮嶋」までの延長2,190mの計画となっておりますが、青色で示されております。「起点 焼津市小川字汐入」から新しい起点「焼津市小川新町五丁目」までの区間について計画を廃止いたします。</p> <p>次に議案書の58ページ、「変更理由」をご覧ください。</p> <p>今回変更を行う小川堅小路線は、昭和54年に当初決定され、東小川地区の市街化整備に伴い、円滑な交通処理と効率的な土地利用を図るため、平成5年に焼津港と国道150号を結ぶ幹線道路として都市計画変更された路線であります。自動車交通や人口の増加とともに、市街地が拡大していくことを前提とした都市計画決定時から、社会情勢は大きく変化しており、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、更には厳しい財政状況の中、公共事業に関しても、重点的な投資や既存ストックの有効活用など、合理的かつ効率的な社会資本整備が求められる時代へと変化しています。このことから、将来像を見据えた道路ネットワークを再構築するため、都市計画道路の必要性について再検証を行い、再検証の結果、小川堅小路線の一部区間については、平行する既存道路(鯛ヶ島八楠線)と新設道路(黒石通り線)が、代替路線として機能し、交通量推計上も問題がないことから、当該約610m区間を廃止するものです。また、小川堅小路線の変更に伴い志太海岸線においても小川堅小路線との交差点隅切り部の計画を廃止するため変更するものです。</p> <p>議案書の59ページ、「変更概要表」と、議案附図の4ページ、「拡大図」を併せてご覧ください。変更概要表は、上の段が変更後の計画で、下の段が変更前の計画となります。また、変更箇所を下線で示しています。小川堅小路線については、未整備区間610mの計画廃止に伴い、起点を「小川字汐入」から、「小川新町五丁目」に変更しています。また、区域延長を2,190mから1,580mに変更し、幹線道路との平面交差を6箇所から5箇所に変更します。また、志太海岸線については、平面交差を8箇所から7箇所に変更します。また、本審議会に付議するにあたり、昨年6月から7月にかけて、地権者や地元住民を対象に説明会を開催しておりますが、計画に反対する意見はなく、昨年12月14日から12月28日までの2週間実施し</p>

	<p>た計画案の縦覧におきましても意見書の提出はありませんでした。 なお、変更及び決定の告示につきましては、本審議会の議を経たうえで、令和3年3月に告示する予定としています。 以上で、議案第3号志太広域都市計画道路の変更について説明を終わります。</p>
池田会長	<p>議案第3号『志太広域都市計画道路の変更について』、委員の皆様からご意見やご質問等がございましたらお願いします。</p>
古屋委員	<p>小川縦小路線と志太海岸線の交差点から北側については、漁港整備事業として、平成13年度に実施しております。漁港整備としておこなっていませんでしたが、もともとは都市計画道路として指定されているところを、様々な経緯があつて整備しました。その時の協議の中でも、交差点から南側については市の方で整備するものと理解しています。小川縦小路線については、将来交通量等から計画を廃止すると理解していますが、黒石川付近の志太海岸線については、一部200m～300mが未整備区間として残ります。今回の計画廃止は理解できますが、志太海岸線の未整備区間については、今後の取扱いが重要になってくると思いますので、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
池田会長	<p>他によろしいでしょうか。それでは議案第3号 志太広域都市計画道路の変更についてお諮りいたします。ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
池田会長	<p>それでは議案第3号 志太広域都市計画道路の変更について原案どおりとさせていただきます、市長にその旨答申いたします。ありがとうございました。</p>
<p>議案第4号 特殊建築物の敷地の位置について</p>	
池田会長	<p>続きまして、議案第4号『特殊建築物の敷地の位置について』、事務局から説明をお願いします。</p>
建築指導課 木村主任主査	<p>建築指導課の木村と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第4号についてご説明いたします。本案件は建築基準法第51条ただし書許可に係る特殊建築物の敷地の位置について、ご審議をお願ひするものでございます。 議案書61ページから62ページになります。 初めに申請にかかる法律の概要について、ご説明いたします。議案第4号参考資料をご覧ください。建築基準法第51条では、「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされておりますが、ただし書の規定により、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。」とされ</p>

ております。ここでいう「政令で定める処理施設」は、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に定められており、今回の施設は、同条第 1 号の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設」、すなわち「1 日当たりの処理能力が 5 トン以上のごみ処理施設」である一般廃棄物処理施設に該当します。

次に、申請者及び建築物の概要についてご説明いたします。議案書の 62 ページ、「建築物の概要書」をご覧ください。申請者は、桜井資源株式会社代表取締役櫻井洋一、敷地の位置は、焼津市小川字會下ノ島 3899-10、2899-40、用途地域は準工業地域で、敷地面積は 4,156.06 m²です。申請建物の建築面積、延べ面積は記載のとおりで、鉄骨造平屋建ての既存建物になります。用途は一般廃棄物処理施設である工場、主な施設は圧縮施設、処理能力は金属くずが 1 日あたり 504.56 トン、廃プラスチック類が 1 日あたり 156.8 トンとなります。稼働時間は 8 時間で、こちらは現行のまま変わりありません。申請にかかる焼津工場は、平成 27 年に区画整理に伴い、焼津市石津から現敷地に移転してきたものです。ここでは、焼津市、藤枝市の一般家庭から出る一般廃棄物のうち、金属くずや廃プラスチックを受け入れて中間処理を行っていますが、現在は許可が不要な 1 日あたり 5 トン未満の処理能力で稼働しています。申請理由は、近年、金属とプラスチックの混合廃棄物の排出量が増加傾向にあり、現在の処理能力のままでは近く一般廃棄物の受け入れが困難になることが予想されるため、処理能力の強化を図ろうとするものです。これにより、「1 日当たりの処理能力が 5 t 以上のごみ処理施設」となり、許可が必要となります。後ほど詳しくご説明いたしますが、既存圧縮機を 2 次処理用から 1 次処理用に変更することで能力強化する計画であるため、新規機械の導入や建物の増改築等はありません。なお、この工場では一般廃棄物のほかに産業廃棄物の受け入れも行っておりますが、こちらについては現在、今後とも許可不要な範囲となっております。

次に、申請地の位置について、ご説明いたします。議案附図の 6 ページ、「付近見取図（広域）」をご覧ください。申請地は、図面右側にある赤く囲まれた場所になります。小川漁港に面する半島状の部分に位置し、周辺には造船所、工場、冷蔵庫等が立地しています。用途地域は「準工業地域」であるため、用途規制上は住宅の立地も可能ですが、周辺に住宅はございません。廃棄物は、図面上の方にあります大覚寺環境管理センターや藤枝の岡出山センターから青い線で示す経路で搬入されます。搬出は、赤い線で示すとおり、国道 150 号バイパス等を利用して各搬出先へと運ばれます。これらの経路は通学路とはほとんど重なりません。一部、通学路と重なる部分もありますが、いずれも十分な幅員を有する道路で、歩道の整備された道路となっております。また、搬入、搬出の時間帯は、原則として、通学時間帯を避けるよう配慮しております。

次に7ページ、「付近見取図（詳細）」をご覧ください。

申請地は、図面中央、赤線で囲み黄色で塗られた場所です。申請地周辺の丸数字と矢印は、写真の番号と撮影方向を示しています。周辺状況についてご説明いたします。写真①と②は申請地付近の道路状況で、幅員の広い臨港道路、周りには冷蔵庫や工場などが確認できます。写真③は敷地の前面道路で、幅員 12mの臨港道路2号線です。申請地の先は 100mほどで行き止まりとなっております。写真④は申請建物です。最寄りの住宅は写真⑥で海の向こう側に見える住宅になります。図面上は赤字で示しています。申請地からは 100mほど離れた場所になります。最寄りの学校は写真⑦の海の向こう側にあります。申請地からは 300mほど離れています。その他、周辺に病院や福祉施設等はありません。

次に8ページ「場内運搬経路図（一般廃棄物）」をご覧ください。

こちらは敷地内の配置、および廃棄物の処理経路を示しております。中央の長方形の建物が申請建物になります。建物内の機械についてご説明します。建物内には現在3台の処理機械があり、建物内、右上の水色で塗られたものがブレイカーズ NC-B15 という破碎機、その左下にある黄色く塗られた機械が今回の申請機械、35PCN 型スクラッププレスという圧縮機になります。また、建物中央下方には白抜きのアリゲータープレス機という圧縮機がありますが、こちらは有価物のみを圧縮しており、廃棄物の処理には使用しておりません。

次に廃棄物の処理工程と併せて、今回の能力強化について、ご説明いたします。搬入される一般廃棄物は青色の矢印で示すとおり、トラックスケールを介して建物内のピンク色の処理前保管場所に運ばれます。建物内で処理された廃棄物は、すべて屋外の緑色の処理後保管場所へと運ばれます。建屋内での処理について、始めに現在の処理工程をご説明します。ピンクの保管場所にある廃棄物は、まず手選別にて分別します。その後、選別されたプラスチックを破碎機で破碎するほか、手で分別できない混合廃棄物は1次処理として水色の破碎機にかけ、細かく金属とプラスチックに分別します。分別後のプラスチックは処理後保管場所へと運ばれますが、金属くずは2次処理として黄色の圧縮機、スクラッププレスに投入されます。ここで1次処理の破碎機と2次処理の圧縮機の能力を比較すると、破碎機は1日あたり2.9トン、圧縮機は504.56トンとなっており、現在は、必ず1次処理の破碎機を経由する工程であるため、施設の処理能力は能力の小さい破碎機の能力で決まっています。

続いて計画の処理工程についてご説明します。

まず、廃棄物をこれまで同様の手選別等にて大まかに分別します。その後、分別した廃棄物を種類ごとに破碎機を通さず、直接圧縮機、スクラッププレスへ投入します。圧縮機が1次処理となり、その大きな処理能力を活かせるようになります。破碎機を使わないため金属とプラスチックを完全には分別できなくなりますが、多少のプラ

	<p>スチックを含んだ金属もそのまま圧縮してしまいます。</p> <p>プラスチックを含んだ金属くずは、純粋な金属くずと比べ搬出先の買い取り単価は下がるようですが、これについては、工程短縮の効率化により利益を見込める計画であると聞いております。なお、処理能力はけた違いに大きくなりますが、受け入れる一般廃棄物はあくまでこれまでと変わらず、焼津、藤枝、2市の一般家庭から排出されるものであるため、実際の処理量が跳ね上がるようなことはありません。処理後の廃棄物は一定量がたまるごとに搬出され、金属くずは愛知県、廃プラスチックは県内の処理施設に運ばれ、搬出先にて再資源化や固形燃料化されています。</p> <p>次に、周辺に及ぼす影響についてご説明します。</p> <p>今回の計画にあたり、申請者から、「騒音規制法」、「振動規制法」、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」などに基づく生活環境影響調査の結果報告を受けております。その中で交通、騒音、振動、大気質、悪臭、水環境の各項目において、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないことを確認しています。具体的に、交通につきましては、搬入・搬出車両の増加は多く見積もっても1日あたり1～2台程度であり、影響はごく軽微と考えられます。騒音、振動については、現況測定、予測評価により、環境基準値を下回る結果であることを確認しています。大気質、悪臭、水環境については調査対象外ですが、処理機械を屋内に設置し、悪臭や排水も発生しないため、周辺環境には影響を及ぼさないものと判断できます。なお、地元町内会、近隣事業所を対象とした説明会を令和2年10月29日に実施しており、結果として特に反対意見等はなかったと報告を受けております。最後に焼津市みどりの条例につきましては、申請地に移転してきた際には敷地面積の10%以上の緑地を整備しておりましたが、現地を確認したところ、その一部を滅失していることが分かりました。これについては市として当然、是正を求めており、既に所管課との協議を経て、改善計画が提出されております。具体的な工程としては、擁壁等の詳細な計算や製品の発注、製作期間等を経て、本年8月には工事に着手し、遅くとも12月末までは改善工事を完了させることになっております。みどりの条例は建築基準法の関係法令には該当いたしません。市としては当然改善を求め、確実に是正してもらうこととしております。</p> <p>以上より、本施設の周辺に及ぼす影響、周辺の土地利用状況等を総合的に勘案した結果、本施設の敷地の位置は都市計画上支障がないと認め、許可したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
池田会長	ただいま説明がありました、議案第4号『特殊建築物の敷地の位置について』、委員の皆様からご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。
池谷委員	海の近くでプラスチックの処分をするということで、今よく話題に

	なる微粒なプラスチックについて、地元から環境配慮に関する質問や、企業側からそのような面でフォローしているか、といった話はありませんか。
建築指導課 木村主任主査	特にそのような話があったということは、聞いておりません。この施設のプラスチックは、種類ごとに次の処理施設に運ばれ、硬質、軟質プラスチックは固形燃料化され、有価プラスチックはポリエステル原料として再資源化されています。別の形になって使われているということで、ごみとして最終処分されているのではないと聞いております。
池谷委員	そういった話は出なかったということですね。企業側からもそのような話の提示は無かったということですね。海に近いということで、もしもの時に色々なものが海へ流れ出ることも想定した中で、事業拡大ということでケアしていかないといけないものも多くなる中で、まずはそのような話が出たのかどうかを確認したかったということです。
杉崎委員	単純な話ですが、搬入と搬出の話で、運搬車両は増えても多くて1日1台か2台ということですが、搬入量そのものは今までと変わらないと解釈して、処理能力が高くなったために搬出量が増えて搬出車両の台数が増えるかもしれない、という解釈でよろしいですか。搬入側も増える可能性があるということですか。
建築指導課 木村主任主査	入ってくるごみは、あくまで焼津、藤枝の一般ごみになりますので、入ってくる元としては変わらないのですが、世の中一般の話として、金属とプラスチックの混合廃棄物の量が増加傾向にあるということです。具体的にどのくらい増える想定をしているかといいますと、申請者は当面で1割くらい増えるのではないかと想定しています。少し余裕をみて2割程度増えた場合でも、車の台数としては1日あたり1台から2台程度の増加になる計算だということです。搬入と搬出ということに関しましては、搬入量が増えた分だけ搬出量も増えるということになりますので、同じように増加するということになると思います。
川口委員	本来、緑地が10%あったものの、その後の運営経過の中で育成が守られていないということで、それを確保していくということなのですが、その計画は8ページの図には反映されていないようです。どのようにそれを回復させていくことになっているのでしょうか。細かく全部決まっているわけではないと思いますが、大きな方向性として、どういう報告があったのかを教えてくださいたいのと、最後の緑色のストックヤードでは、どのような形でストックされるのか教えて頂けませんでしょうか。
建築指導課 木村主任主査	緑地の計画は今回の附図には入れておりませんが、所管課に正式に提出されております。こちらには参考として、その写しを提出してもらっています。具体的な計画としては、図面左側の海、水域という部分が、海の方から船が建物の方に入ってこられるようなスロー

	<p>プ状になっておりまして、この一部について、擁壁で水を止めてそこに緑地を作るというのと、敷地中央あたりの収集運搬車両を置く場所に緑化ブロックを設置する計画となっております。また、敷地の南側の敷地境界線に沿った形で緑地を整備する計画等になっていきます。</p> <p>ストックヤードの形状については、金属くずは圧縮機で圧縮した際に、立方体のような形に成形されます。それを積んで置いていく形です。プラスチックは破碎されてバラバラになっているものですから、コンテナ等に入れた状態でストックされていると思います。</p>
川口委員	<p>海水域の水を無くして緑地化する計画も一部あるということですね。塩水域を緑地化するのはとても難しいので、ここの維持管理をどうされるのかも確認されることをお勧めしたいと思います。緑地の空間としては確保しましたが、緑は育ちませんでしたという可能性が非常に高いということが海水域のところについてはあるので、その辺りも是非、確認された方が良いのではないかと思います。</p> <p>もう一つ、これは先ほど池谷委員からもご指摘がありましたけれども、屋外、露天でストックされるわけですね。水域がすぐ間際にあるということで、圧縮されたものが雨ざらしとなり、排水等をどう処理されているのか心配になりますので、このストックヤードのきちんとした管理も非常に大事になるのではないかと思います。特に、プラスチックと金属が混ざったものを圧縮するということは、プラスチックが混ざったものが屋外、雨ざらしでストックされる状況に聞こえますので、このストックヤードの管理を海際であるが故に、きちんと確認されることを希望したいと思います。</p>
池田会長	<p>ありがとうございました。特に事務局からはよろしいですか。大変、具体的で貴重なご意見かと思えます。他に何かございますでしょうか。それでは他にご意見、ご質問等無いようですので、議案第4号についてお諮りします。ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
池田会長	<p>それでは議案第4号 特殊建築物の敷地の位置について 原案どおりとさせていただきます、市長にその旨答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>これより、事務局に進行を引き継がせて頂きますのでよろしく願います。</p>
閉会	
事務局 (齊藤係長)	<p>池田会長、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第81回焼津市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>長時間にわたりありがとうございました。</p>